

1. 件名：志賀原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（組織改正）  
に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和4年3月11日 13時30分～14時20分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

角谷管理官補佐※、宮本管理官補佐、片桐主任安全審査官、  
皆川主任安全審査官、土居安全審査専門職

北陸電力株式会社：

原子力本部 原子力部 原子力発電運営チーム 統括、他2名※  
東京支社 副支社長、他1名

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「原子力規制委員会における新型コロナウイルス感染症への対応」(令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料)に基づき、一部対面で実施した。

#### 6. その他

提出資料：

- (1) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の一部変更について
- (2) 志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定の一部変更について（説明資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁のドイですけれども、それではこれから滋賀県知力発電所原子炉施設保安規定の一部変更についてのヒアリングを開始したいと思います。
0:00:15	それではまず事業者から資料の確認からお願いします。
0:00:23	はい。北陸電力のスイモンと申します。本日はお時間いただきましてありがとうございます。
0:00:29	ご説明に入る前に資料の確認をさせていただきたいと思います。資料二つございまして、一つは右肩に資料1と書いたもので、令和4年3月1日の日付で、北陸電力株式会社のクレジットで、
0:00:44	志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部変更についてというものがございまして。こちらの審査資料としてを準備したものでございまして。
0:00:53	もう一つは、右方に資料2と書いたものがございまして、パワーポイント形式になってございまして。こちらは、タイトルは志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部変更について。
0:01:05	括弧説明資料ということで、
0:01:08	説明用にご準備したものでございまして。
0:01:11	まずはですね、この資料2を用いまして、今回の変更に至った経緯、変更の内容、保安規定の審査基準との整合性についてご説明をさせていただきます。
0:01:25	適宜、資料1の方を使って、補足をさせていただきたいと思います。
0:01:30	それでは説明の方を始めて、よろしいでしょうか。
0:01:34	はい規制庁の土肥ですけれども説資料の内容の説明をお願いします。
0:01:41	はい。
0:01:42	それでは元受北陸電力原子力部の吉岡です。
0:01:47	資料2に従いまして、説明をさせていただきます。
0:01:54	いただいとる志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の一部変更について。
0:02:00	ということで
0:02:02	1ページ目でございますけれども目次を示させていただいております。この資料で、
0:02:10	始めさせていただきますのは、今回、
0:02:14	の変更ですけれども、
0:02:15	主に発案でありまして、人事制度の見直しに伴う変更。
0:02:22	組織改正に伴う変更も、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:25	あともう一つ、記載の適正化の三つがございます。こちらについて、背景、目的、概要等についてご説明させていただいた後に、
0:02:35	今回の保安規定の変更内容の
0:02:39	説明をさせていただきます。
0:02:41	それでは資料の
0:02:43	3 ページ目。
0:02:45	人事制度の見直しに伴う変更の。
0:02:49	背景目的、概要についてご説明をさせていただきます。
0:02:54	当社では、特別管理職の初級名称を、各職級の、
0:03:00	に求める。
0:03:01	約束、役割をより明確に示したものにすることで、本人により一層の、
0:03:07	計画を促すとともに意識の高揚を図るため、
0:03:10	特別管理職の初級名称を変更する人事制度を予定しております。具体的な変更については、下に示させていただいた図の通りでございまして、
0:03:21	現在の改定前の特別管理職、
0:03:25	の昇給というのは、
0:03:27	A 級から、一級から三級の計 4 段階。
0:03:32	になっているものを改定後につきましては
0:03:36	特別管理職、経営職一級建築 2 級、上級管理職 S 級、上級管理職一級、上級管理職 2 級の 5 段階。
0:03:45	変更するというものになります。
0:03:48	こちらの人事制度の見直しに伴い、
0:03:52	2022 年度の、
0:03:54	株主総会開催に例年 6 月の下旬に開催しておりますけれども、
0:04:00	その下伊佐見もしくは、李地区は 7 月 1 日から、
0:04:04	特別管理職の初級名称を変更する予定でございます。
0:04:10	この変更に対して 4 スライド目になりますけれども、
0:04:15	保安規定の審査基準との整合性についての確認になります。
0:04:21	保安規定の審査基準。
0:04:23	の中で
0:04:26	原子炉規則第 92 条、第 1 報第 4 号、第 5 号、第 6 号、
0:04:31	の発電用、
0:04:33	炎症性入札含むの範囲と。
0:04:36	につきましては、
0:04:39	発電用現象主任技術者が保安の監督、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:42	の責務を十分に果たすことができるようにするため、
0:04:49	原子炉等規制法第 43 条の、
0:04:52	3 の 26 第 2 項において準用する。
0:04:56	第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすことを含め、
0:05:00	職務範囲及びその内容、
0:05:03	について適切に定められていること、また、
0:05:07	発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、
0:05:13	必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。
0:05:18	3 ポツになりまして特に、
0:05:21	発電用原子炉主任月謝が保安の監督に支障をきたすことがないよう、
0:05:25	競技者等との関係において独立性が確保されていること。
0:05:31	なお、必ずしも工場または事業所の、
0:05:34	組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることを求められるもの ではない。
0:05:40	いう基準がございます。それに対して、今回の、
0:05:44	変更ですけれども、
0:05:47	今回の、
0:05:48	発電用原子炉主任技術者以下、ご説明の中で、野瀬委員。
0:05:54	言わせていただきますけれども、こちらに関しての変更箇所というの は、
0:05:58	炉主任の選任対象のしょつ 9 名称。
0:06:02	五味について、行うものでございますので、
0:06:05	炉主任の蟬対象が、
0:06:07	現在、特別管理職級というのが、社長直属で、
0:06:11	本店部長級のものから選んどるそうですけれども。
0:06:15	その選任対象というものが、所長直属の職位で、
0:06:20	本店部長級の職級であることには変わりはない。
0:06:23	今川野辺。
0:06:25	必要な権限及び組織上の位置付けに変更はございません。
0:06:29	また、当社の独自の、
0:06:33	県の事情といたしまして、207 年の
0:06:37	志賀 1 号機臨界問題の再発防止策といたしまして、炉主任の独立性を高 め、
0:06:43	社長に対して直接に報告指示を受ける。
0:06:46	そちらに位置づけるために、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:48	要するに社長直属の職員とするとともに、初級も本店部長級、上級とすることを定めておりますけども、
0:06:57	この再発防止策にも今回の変更というのは、考え方が合致したものと、
0:07:05	次に組織改正となる変更についてのご説明をさせていただきます。
0:07:10	6 スライド目になります。
0:07:14	組織改正の背景、目的、概要でございます。
0:07:18	当社では、電力需給取引。
0:07:22	及び、
0:07:23	燃料調達管理を一元的に行うことによるエネルギー需給計画、運用の体制強化のため、
0:07:31	2022 年 7 月に、燃料部と電力取引部を統合し、エネルギー取引部とする予定でございます。
0:07:40	下に示させていただいた図が、
0:07:44	左側が、
0:07:45	現在の組織改定前の、
0:07:48	燃料部と電力取引の組織の事になります。
0:07:53	こちらを右側、組織改正後、
0:07:57	そのように
0:07:59	燃料部と、電力取引を統合してエネルギー取引をする。
0:08:06	ただ、エイチームについては、現在とほぼ同等。
0:08:09	動くものになる。
0:08:11	いう変更でございます。
0:08:14	こちらについて、
0:08:16	検証施設を見て、
0:08:18	定めております保安に関する組織というのは、
0:08:21	現在は、燃料部等、原子燃料チーム、
0:08:26	というところになりますけれども、こちらについては、
0:08:29	組織改正後も、
0:08:31	エネルギー取引のもとに原子燃料チーム、
0:08:36	あるという形については変更がありません。
0:08:41	プライドMACEですけれどもこちらの変更に関して、保安規定の審査基準との整合性。
0:08:47	についてのご説明になります。
0:08:51	該当する箇所が、月曜労基則第 92 条第 1 項第 3 号。
0:08:56	発電用減少施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:01	のところになります。1ポツで本店等における、
0:09:06	発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることということが、
0:09:16	非常にわかります。発言つきまして、今回の、
0:09:20	燃料部等電力取引の統合によります、エネルギー取引分。
0:09:25	認定変わったときの、
0:09:28	適合性ですけども。
0:09:30	燃料部と電力取引の統合。
0:09:34	現在の燃料部が所管している業務。
0:09:37	というのは、すべてエネルギー取引上に関する、
0:09:40	ことを進めております。
0:09:42	また、変更後のエネルギー取引上の調達組織としての位置付け及び職務内容。
0:09:49	は、現在の燃料部から変更はございません。
0:09:53	また、原子、現在、燃料部長が行っている保安に関する職務は、エネルギー取引部長が提出することになります。
0:10:03	また、保安に関する組織であります。原子燃料チームの体制は、
0:10:09	先ほどもご説明した通り変更はございません。
0:10:15	院長が、組織改正の変更に伴う、
0:10:19	いずれの変更に説明になります。
0:10:23	続きまして記載の適正化についてのご説明をさせていただきます。9スライド目になります。
0:10:29	現在の減少設問について、
0:10:33	の記載の中で第27条、計測及び制御装置、
0:10:38	の一部で、
0:10:41	本来004ページを期待。
0:10:45	すべきであるところ、低温ページ。
0:10:47	という箇所がございます。
0:10:50	こちらについてちゃう、喧嘩すると。
0:10:53	だと考えております。これについての、
0:10:57	江田基準ですけども、
0:11:00	こちらは実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで。
0:11:06	発電用原子炉施設の運転に関する体制確認すべき事項、異常があった場合の措置と、
0:11:12	やりますけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:16	こちらについては
0:11:19	発電用原子炉施設の重要な機能に関して、
0:11:23	安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備等について、
0:11:30	採用した。
0:11:31	運転上の制限、LCO。
0:11:34	また、LCOをいただいていないことの確認。
0:11:39	が定められていること。なお、入れる場等は、評価を受けたところによる安全解析の前提条件または、
0:11:46	その他の、
0:11:47	設計条件を満足するように定められていることということがございますが、今回、
0:11:52	変更内容というのは記載の適正化、
0:11:55	であるので、サーベイランスの実施方法及び頻度、要求される措置並びにAOTに関する変更はございません。
0:12:06	のが変更点に関するご説明になります。
0:12:12	スライドで
0:12:14	これの変更に、
0:12:16	内容、
0:12:18	変更箇所について、説明をさせていただきます。
0:12:22	辛いの(1)、臨時制度の見直しに伴う変更。
0:12:27	ということで、①。
0:12:29	人事制度の見直しに伴い、以下の条文を変更します。
0:12:33	第8条。
0:12:35	原子炉主任技術者の選任、
0:12:38	変更内容②変更内容でございますけれども、現在の記載が、
0:12:43	原子炉主任水沢。
0:12:46	特別管理職員級以上としという記載について。
0:12:51	原子炉主任技術者は、特別管理職経営職以上とし、そういう変更。
0:12:56	させていただきたいと考えて。
0:12:58	(2)番、組織改正に伴う変更。
0:13:01	下の①番、組織改正に伴い、以下部分を変更。
0:13:06	第2条に確保する。
0:13:09	関係法令及び例規、本規定の遵守。
0:13:13	第4条、保安に関する組織。
0:13:16	第三条。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:18	いつマネジメント計画、
0:13:20	第五条はに関する、
0:13:23	変更内容ですけれども、これらの条文の中で記載されている燃料物
0:13:28	という記載を、エネルギー取引。
0:13:31	燃料部長、書かれているところを、エネルギー取引部長。
0:13:36	変更を考えております。
0:13:38	(3) 番記載の適正化ですけれども、先ほどご説明いたしました通り、
0:13:43	①は、記載の適正化のため、以下の条文を変更する。
0:13:47	大南 27 条計測及び制御増、
0:13:50	整備の設備。
0:13:52	変更内容が、低温ページと、
0:13:55	記載されているところを冷温停止に、
0:13:58	これは変更。
0:14:00	ものになります。
0:14:01	お答えでき
0:14:03	ないよ。資料 1、
0:14:05	御説明報告。
0:14:08	資料 1。
0:14:09	本文につきましては、今ほどご説明させて、
0:14:13	いただいた内容なんで割愛させていただきます。
0:14:16	資料 1 の添付 1 でございますけれども、こちら、
0:14:21	保安規定、
0:14:23	に関する
0:14:24	比嘉原子力発電所原則、
0:14:26	IV 見て、
0:14:28	変更該当条文、
0:14:31	整理表。
0:14:32	いうことで、
0:14:35	検査基準に対して、今回、
0:14:37	本規程の変更があるのかないのかについて、まとめたものでございま す。
0:14:44	こちらの中で、
0:14:47	オレンジ色でハッチングさせていただく方っていうのが、す。
0:14:50	今ほどご説明させていただいた、主な変更対象項目になります。
0:14:56	それ以外の方については、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:58	割愛させていただきます。
0:15:02	次に添付 2。
0:15:05	志賀原子力発電所減少施設保安規定。
0:15:09	変更前後、比較表。
0:15:11	今回変更させていただきたい。
0:15:17	ええ。
0:15:18	1 ページ目から順番にご説明を。
0:15:21	1 ページ目ですけれども、
0:15:25	第二条。
0:15:28	に、
0:15:29	でございますけれども、
0:15:31	こちらの中で、(1) 番。
0:15:35	前項の社長の方針に基づき、
0:15:38	発所長、宮代副部長。
0:15:41	土木建築部長、資材部長、及び、
0:15:44	飲料部長。
0:15:46	と記載されているところに関して
0:15:49	現行の社長法人に基づき、発電所長、宮坂部長。
0:15:53	蘇武建築部長、資材部長、及びエネルギー取引部長。
0:15:57	そういうふう組織改正に伴う、
0:15:59	おそらく、
0:16:01	そうなります。
0:16:03	次に(2) 番ですけれども(2) 方も同様に、燃料部長。
0:16:07	記載がされているところを、エネルギー取引部長に。
0:16:10	遠藤です。
0:16:12	めくっていただいて、
0:16:14	2 ページ目ですけれども、
0:16:19	こちらも
0:16:22	2- (5) 。
0:16:24	その中に記載があります燃料部長についてはエネルギー取引所に、
0:16:29	三方にあります。
0:16:32	燃料部長の機械も、富井鳥居副長に変更する。
0:16:41	そのように
0:16:46	では 44 ページ目にあります。
0:16:50	予算の 1 の中に記載があります燃料部長をエネルギー取引部長に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:56	あとは、燃料部、原子力関係。
0:16:59	記載しているところについては、エネルギー取引部、各保健所関係と、
0:17:07	続いて、5 ページ目、6 ページ目。
0:17:11	7 ページ目。
0:17:14	8 ページ目、
0:17:17	につきましては、含めて燃料部長。
0:17:20	記載のものをエネルギー鳥居副部長に変更するという組織改正に伴う変更。
0:17:25	となります。
0:17:27	それで9 ページ目ですけれどもこちら、第8条の、
0:17:32	原子炉主任技術者の選任、
0:17:35	になります。へ、第8条の3。
0:17:39	の記載につきまして、原子炉主任技術者は特別管理職閉級以上とし、
0:17:45	第九条、
0:17:46	に定める職務を選任するという、現行の変更前の記載につきまして、
0:17:53	変更後では、原子炉主任技術者は特別管理職、経営職以上とし、第9条に定める作を選任すると。
0:18:01	全チーム請願の見直しに伴う変更。
0:18:05	いただきたいと思います。
0:18:09	右田委員。
0:18:11	1 ページから 15 ページにつきましては記載の適正化でご説明。
0:18:16	させていただきました。
0:18:19	一部の記載の中で提案を、
0:18:22	本来冷温停止であるべきところ点を提出されていると。
0:18:25	いうところの変更になります。11 ページは、表の中に2ヶ所。
0:18:31	今回の箇所がございます。
0:18:36	2 ページ目の表の5の左なんですけれども、2ヶ所。
0:18:41	置き換わるものを冷温停止に変更いたします。
0:18:46	13 ページも同様に、表の中に、
0:18:50	もう、
0:18:52	ホームページから4 ページに、
0:18:55	14 ページですけれども、
0:18:58	4 ページは副部長の中加古さん。
0:19:02	原子炉建屋原子炉棟。
0:19:04	隔離計装括弧2号炉。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:06	そういう記載の中に
0:19:10	6 行目になりますけれども、
0:19:13	24 時間以内にコーン、
0:19:16	4 月 36 時間以内に低温停止にするという、
0:19:19	何があるところを、
0:19:22	24 時間以内に高温停止かつ、36 時間以内に冷温停止にする。
0:19:27	記載の適正化の変更。
0:19:33	15 ページ目は、付則、今回の、
0:19:36	変更に伴う不足、
0:19:39	内容になります。こちらについては、
0:19:44	このところになりますけれども、本規程は、
0:19:47	原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から施行すると。
0:19:52	いうことで、
0:19:55	認可をいただきました後に、組織の変更等の、
0:20:00	に間に合うような、技術で施工させていただきたいと考えております。
0:20:05	資料の説明は以上になります。
0:20:09	はい規制庁の土肥ですけど説明ありがとうございましたそれでは何点か です確認をさせていただきたいんですけれども、まず資料 2 の、
0:20:19	パワポの資料 2 の 3 ページ目、3 スライド目のところなんですけれど も。
0:20:26	改定前と改定後で、これは改定前の永久というのが、甲斐圭吾経営職。
0:20:35	というふうになってそれが一級 2 級と分かれたような変更。
0:20:41	というふうに理解すればよろしいでしょうか。
0:20:47	はい。北陸電力のスイモンです。ご質問に対する回答になりますけれど も、永久というものが一対一で
0:20:57	経営職になるというわけではございませんで、ちょっと説明が難しいん ですけれども、今現在は現在 4 段階になっているものが 5 段階になるとい うものでございます。
0:21:08	そして
0:21:10	社長直属職員で、本店部長級のものは、経営職の一級と 2 級になるとい うものです。
0:21:17	少しちょっと具体的なことを申しますと、例えば現在の特別管理職一級 の中にも、社長直属職員で、本店の部長を務めている。
0:21:29	いうものがございまして、そういったものは、新しい制度のもとでは、 経営職になるというものでございます。あくまでもを変え、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:39	変えて後にですね、本店部長級、社長直属職員のものが継続一級になるという、そういう理解でございます。ただ概ね旧のものが、経営職。
0:21:51	一級二級になるというそういうイメージでございます。以上です。
0:21:55	はいありがとうございました規制庁の土肥ですけどもそうすると、Q＝経営職ではないんだけど、
0:22:05	原子、原子炉主任者、主任者の要件としている者、社長、社長直属職員というのは、
0:22:16	の名ということでは旧時計職は同等の
0:22:22	何でしょう範囲というか同等の職員の方がなるというような理解でよろしかったでしょうか。
0:22:29	その通りです。特別管理職級と同じ職員であり、職級であるというものが原子炉主任技術者になるという点でA級と経営職は
0:22:42	従来から考え方は来ません。
0:22:44	はい。ありがとうございます。そうするとすいません改定前の方の説明が少しちょっとなされてないので、改定後は、
0:22:55	社長直属の職員の方がなるということですのでですけども改定前の方も少しちょっと説明を加えていただければと思います。
0:23:06	こちらの北陸電力のスイモンです。こちらの資料の方に、改定前の補足を追加させていただくことでよろしいでしょうか。
0:23:15	そこは資料の中でわかるように、説明を加えていただければ結構です。
0:23:23	はい、承知しました。
0:23:25	はい等で、次がですねこの改定後のところけ、これちょっと確認なんですけれども、
0:23:34	経営職以上のものが主任者になるというような条文になってるんですけどもこの特別管理職の経営職の上にもさらに階層があるというような理解でよろしかったでしょうか。
0:23:48	はい。北陸電力のスイモンです。その通りです。経営特別管理職の上には具体的に執行役員おりまして、その執行役員の中にも、
0:23:58	原子炉主任技術者の免状を有する者がおりますので、そういったものも、炉主任になる可能性があるということでございます。
0:24:06	はい。ありがとうございました。
0:24:08	次がですね、スライド資料2の6ページのところなんですけれども。
0:24:16	組織改正の方ですね、
0:24:21	燃料部からエネルギー取引部が変わって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:26	改正されてね改正後の方も、改正前後においてですね原子燃料チームというその保安に関する組織Tについては変更がないというような話だったんですけれど、説明だったんですけれども。
0:24:42	チームの方は変更なくてもその部としてですね、二つの部が一つになるので、エネルギー取引部長の職務としては増えることになるかと思うんですけれども。
0:24:54	その辺が、その変更前後で、
0:24:58	影響がないっていうところはどのような、影響がないということは何のようなこと、理由からちょっと説明をお願いします。
0:25:09	はい。北陸電力のスイモンです。
0:25:12	エネルギー取引部長の管理スパンがですね、これまでより広がるということに対しましては、エネルギー取引部の取引部長の下にですね、宇津家の部長。
0:25:25	或いは、副部長といったようなものを配置すると、いうことも決定しておりますですね、それによりまして、必要な業務のですね。
0:25:36	権限の再配分等を行って、そのエネルギー取引部長新居の負担がですね、大きくならないように配慮すると。
0:25:45	業務に影響がないようにするという点についても社内で意思決定をしております。そのことをもって、影響はないというふうに考えてございます。
0:25:55	以上です。
0:25:56	はい説明ありがとうございましたはい。理解いたしましたのでそれについても少しですね資料の中で触れていただければと思います。
0:26:06	あとすみません先ほどの件もそうなんですけれども、多分資料の2の方に、記者
0:26:14	というようなお話だったんですけれども、あと多分資料1の添付1ですか。
0:26:20	条文の整理表のところの備考欄にも多分少し言及した方がいいと思いますのでそこもよろしく願いいたします。
0:26:30	はい、承知いたしました。
0:26:32	私からは以上ですけれども他にありませんでしょうか。
0:26:39	規制庁の皆川です。ちょっと何点か確認だけなんですけど。
0:26:44	パワーポイントの資料の3ページですかね。
0:26:49	先ほどドイツの話もあったんですけど、ちょっと改定前の特別管理職のところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:55	ちよつともう一度確認をしたくてちよつと説明されたかもしれないんですけど、4 ページ、2、
0:27:02	志賀の臨界問題の再発防止策として、自社として
0:27:10	炉主任を社長直属の職員、さらに本店部長級とするっていうのを定めますってあるんですけども。
0:27:18	3 ページの改定前の特別管理職でいうと、所長直属の。
0:27:24	職位で、かつ本店部長級の職位っていうのは、A 級と一部一級も含まれてるって説明だったんですけど。
0:27:33	はいその通りです。
0:27:36	わかりました。保安規定上は今は既認可の保安規定上 A 級以上。
0:27:42	から選ぶってなっているので一級で社長直属の職員で本店部長級、
0:27:49	の人であっても協調から選べてそういう理解でよろしいですかね。
0:27:54	はい。その通りです。わかりました。改定後は特別管理職の経営職一級と。
0:28:03	2 級。
0:28:04	国庫
0:28:06	の社長直属の職位っていうのは、経営職の 2 級までっていう理解でいいですかね。その下の上級管理職の S9 とかは、社長直属の職員ではないんですけどっていう理解でいいんですかね。
0:28:20	はい、北陸電力のスイモンです。その通りです。社長直属の職員は経営職 2 級まででございます。わかりました。本店部長級についても、経営職の 2 級までっていう理解ですかね。
0:28:41	はい。北陸電力スイモンですけれども、本店部長級につきましては、
0:28:48	上級管理職月給にも入ってくるかもしれません。もう、すみませんちよつとそこ今明確にお答えできません申し訳ございません。
0:28:59	わかりました。いずれにせよ、自社で定めてる社長直属の職位と、かつ本店部長級ですかね、二つを満たしているのは、特別管理職の経営職 2 級以上になるっていう理解でいいですかね。
0:29:16	はい。その理解で結構です。わかりました了解です。
0:29:20	それと、あともう 1。
0:29:24	電話、4 ページで、
0:29:27	これ教えていただきたいんですけど、
0:29:33	鹿野 1 号の臨界問題の再発防止対策としてっていうところなんですけど。
0:29:40	自社として、炉主任を社長直属の職員でしょつ 9 も、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:46	本店部長級とすることを定めているがってあるんですけど、これってどこに定められてるかって教えてもらってもいいですか。
0:30:00	はい。北陸電力のスイモンです。衛藤すいませんご質問の内容を確認させていただきたいのですけれども再発防止対策。
0:30:10	どこで定めているかということでしょうか。それとも、炉主任を社長直属の職員、本店部長級とすることを、どこに定めているかというご質問したでしょうか。後者の方になります。
0:30:25	えっとですね、原子炉主任技術者を社長直属の職位、本店部長級の職位であるということは、社内のですね、社内規定の方で定めてございます。
0:30:43	規制庁南です。わかりました社内規定の方でちゃんと定められてるってことで理解しました。
0:30:50	それと、
0:30:53	あ、あともう1点だけなんですけど、これも確認だけなんですけど、6ページ。
0:31:00	組織改正前と組織改正後のところに保安の組織、このうち保安の組織、保安に関する組織として、
0:31:11	原子燃料チームっていうのがあると思うんですけど、現行の既認可の保安規定上、この原子燃料チーム。
0:31:21	ていうのは、
0:31:23	記載としてはないっていう理解でよろしかったでしたっけ。
0:31:28	はい。
0:31:29	杉野です。その通りでございます。
0:31:33	添付。
0:31:35	にですね、資料1の添付の2の4ページご覧いただきたいんですけれども、変更前後比較表になります。
0:31:45	こちら図の3-1ということをつけてございまして、
0:31:50	図の3-1の下の方に、燃料部、括弧原子力関係という記載がございますが、記載としてはここまでで、具体的なチーム名については記載をされてございません。
0:32:02	以上です。
0:32:04	規制庁ミナカワホックありました了解です私からは以上です。
0:32:13	規制庁のカタギリさ、ちょっと今の件なんですけれども、現エネルギー取引分括弧原子力関係っていうのは、この原子燃料チームを指すっていう理解でよろしいんでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:28	はい。北陸電力吉岡です。その通りでございます。規制庁加瀬技師長了解しました。
0:32:35	あとパワーポイントの資料2の3ページ目なんですけれども。
0:32:42	各職級に求める役割をより明確に示したものとすることでっていうところで、
0:32:50	これは従前123だったのを、経営職上級管理職っていう文言を付け加えることで、より明確に示したっていう、変更っていうことでよろしいでしょうか。
0:33:04	はい北陸電力スイモンです。その通りでございます。
0:33:07	と理解しました。
0:33:11	従前の書き方だと
0:33:14	A級以上っていう、9以上とっていう書き方だったんですけれども。
0:33:20	今回経営職以上とっていう記載になってて、9まで書いてないと思うんですけど。
0:33:29	実質的にはケイシヨク2級以上とっていう理解でよろしいでしょうか。
0:33:36	はい、北陸電力スイモンです。実態としては、経営職2級以上ということになります。
0:33:42	以上です。規制庁カタギリ津で、そこで2級まで書かなかった理由みたいのっていうのはあるんでしょうか。
0:33:50	北陸電力、スイモンでございます。
0:33:54	江藤フクマで書かなかったことによる対応はございませんで、社長直属職員、本店部長級というのが、先ほどから申し上げますように、
0:34:04	経営職一級と2級両方になりますので、まとめて経営職という書き方をさせていただきました。女性町カタギリさんということ経営職っていう枠があってその中がさらに一級2級って、
0:34:18	分かれてて経営職といたら、両方を含むっていうような用語の使い方をしているということでよろしいでしょうか。
0:34:26	北陸電力スイモンです。その通りです。経営職というと、一級森木も含めて継承、まとめた形で経営職という言い方をしてございます。以上です。規制庁葛西さん了解しました。
0:34:39	あとすみません、パワーポイントの9ページの、
0:34:43	記載の適正化のところで、
0:34:46	冷温停止の記載であるべきところっていう記載があるんですけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:52	C3 解釈の方とか見ると低温停止って言葉が使われてるんですけど、冷温停止の記載であるべきところっていうのは、
0:35:04	これは何かどっか他で用語の定義がなされてるとか保安規定中で他で低温停止が使う、冷温停止が使われてて、用語を統一したとか、そういう理由なんですか。
0:35:18	はい。北陸電力、スイモンです。
0:35:21	はい。保安規定の第4章、オオノを、
0:35:28	運転管理の中の冒頭ですね、
0:35:32	冷温停止というものを定義づけてございまして当社の保安規定の中では、すべてLAホームページという言葉で統一しております。
0:35:42	冷温停止となっているべきところを、低温停止になっているのが数ヶ所あったというものでございます。以上です。金城香取です。そうですね定義のところに合わせてたということ、了解しました。
0:35:56	あと、
0:35:57	何だっけな。
0:36:01	ちょっと添付の1の資料の添付の2でちょっと教えていただきたいんですけども。
0:36:08	15分の5ページのところで、
0:36:11	真ん中辺にエネルギー取引分っていうのがあって、3条以外の関連条項というところで10117と118。
0:36:21	これ何か保安教育に係るところですかねが挙げられてるんですけど。
0:36:26	これを関連条項としてあげてる理由があればちょっと簡単に教えていただきたいんですけども。
0:36:38	北陸電力スイモンです。少し確認させてください。
0:36:43	了解しました。
0:36:52	はい。原子炉規制庁の宮本です。
0:36:54	ちょっとさっきちょっと皆川が指摘した内容とダブるんですが、
0:37:02	資料の2の0どう4ページのところにある志賀農林会問題再発防止対策、ここの部分なんですけどこれちょっともう少し詳しくここ記載していただいた方がいいかなと思うので、
0:37:15	ちょっと私の認識としては、資料1で言っていくと、
0:37:21	例えばなんだけど、テープのちょっとですね。
0:37:28	添付の2の、
0:37:30	例えば15分の7ページに記載されているこれ、組織図なんだけど、ここ組織図で言っている社長から下がって※になってるんだけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:41	これコンビになってるのが結構重要なポイントでこれが癩所長の直属という意味で、
0:37:47	他の事業者によってはここが直属なんだけど例えばと併任を許していたりなんたりっていうのがあると思うんだけど、品質保証部長が、
0:37:58	炉主任を兼ねるとか、それを言う直属じゃなければ許してやってやる力を許容されてるプラントとかあるんですけど、志賀の場合は、この再発防止の対してどういうことが、例えば要求されてるってことを、ちょっとここ具体的に書いてもらった上で、
0:38:14	結果としてこれまで
0:38:17	15分の7に書かれているように社長直属で、両発電所組織としては別のところに位置付けられてないようには変更がないっていうのを書いていただかないと、この内容だけだと少し中身がちょっとわからないのでそこは変更してもらえますかね。修正してもらえますかね。
0:38:33	はい、北陸電力スイモンです。失礼いたしました詳しく書かせていただきます。
0:38:39	はい。よろしくお願ひします。あと、もう一つは資料の2の6ページ、7ページから、先ほどちょっとドイツから言われたと思うんですけど明確に言っておくと。
0:38:52	組織変更で事業計画運用の体制強化のためって書いてあるんですけど、どう体制強化をするかっていうところを明確に書いてやらないと、見方によっては改正前と改正後で、
0:39:04	要は体制が強化されてないんじゃないかという疑問にも、繋がりますのでどう強化したかっていうのはここに明確に書いていただけますかね。
0:39:15	はい。北陸電力スイモンです承知しました。資料の方詳しく書かせていただきます。
0:39:19	あと9ページにいて、この記載の適正化で先ほどカタガリの話があったので、ここちょっともう少ししっかり書いていただきたいのは、先ほど説明で言われたように北陸電力の保安規定では、
0:39:32	冷温停止っていうのが要は、定型文としてはその元に説明されてるんですけど、本文の中身で、要は冷温停止、低温停止が書かれているのでその合意、
0:39:45	食う用語を統一するっていう内容だと思うので、この規制の適正化というよりはそこの部分を踏まえて記載の適正化っていう表現にしてもらったほうがいいと思うんですけどいかがですか。
0:39:57	はい、北陸電力スイモンです。ご指摘の通り、いいかと思ひますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:03	当社では、冷温停止で定義づけされているので、
0:40:08	低温停止を冷温停止に適正化すべきであるということがわかるように、記載を追加させていただきます。
0:40:15	はい。お願いします後資料1の方の、添付の2の15分の15最後のページちょっと私も認識がよくわかってなくて、聞きたかったんですけど。
0:40:26	4月1日から施行だと思んですけどこれを、当社を定める日から施行するっていう、いうふうにしたのは、理由は教えていただけますか。前は7月1日ってしてたんですけどねちょっとわかんないんですけど。
0:40:39	ここの表現を変えた理由を教えてください。
0:40:43	はい。
0:40:44	北陸電力の坂です。こちらにつきましては、今回の規程変更。
0:40:51	うちの人事制度の見直しに伴う変更。
0:40:55	のところなんですけれども、こちらが人事制度の見直しが、
0:41:01	2022年度の株主総会開催日ということで、まだ確定していない。日付。
0:41:07	になってございましてそれが例年6月の下旬でございまして、
0:41:13	その日程が確定してしてから、
0:41:17	ごみを上げさせていただきたいと、いうものになります。
0:41:21	以上です。
0:41:23	ミヤモトですけどちょっと組織変更し下の方は何かやってるかどうかわかんないす今までもこういう表現でしたっけ。
0:41:40	はい北陸電力、吉岡です。
0:41:45	またJSOCの
0:41:53	付言ですけども、
0:41:58	前にもう、
0:42:01	生成させていただいた時には、このような記載で認可を、
0:42:05	いただきまして、認可後に、施行日を設定させていただいてございます。規制庁の土肥ですけどもこれって前回、これまで従前もそうだったと思うんですけどもその認可を受けるというのが確定しないので、
0:42:23	当然認可前に変更することは当然できないので、認可を受けた後に、日を定めて施行するということでこれまでもそうだったというふうに、多分説明受けてたと思うんですけどそういう理解でよろしかったでしょうか。
0:42:39	北陸電力スイモンです。その通りです。
0:42:43	規制庁深山です。はい、わかりました。私からは以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:57	岡田ですけど確認してもいいですか。はい。衛藤カドヤさんお願いします。
0:43:03	すいません規制庁のカドヤですちょっとおんなじところを確認して申し訳ないんですけど資料2の3ページのところで、
0:43:11	先ほどのお話ですと
0:43:15	今の改定前のところで、特別管理職の旧一級2級三級と書いて後の、この五つに分かれた区分けて必ずしも一対一対応していなくて、
0:43:28	特別管理職一級だった中の人も一部経営職に切るに含まれたりするっていうことだと理解したんですけど。
0:43:37	そうすると基本的にその社長直属で本店部長以上っていう考え方は変わらないっていうのは理解したんですけど、例えば炉主任になれる部長っていう意味、その本店部長。
0:43:51	級以上っていうので言うと、対象が一部増えたり或いは場合によっては減ったりっていうその、
0:43:59	途中になれる人の範囲っていうのには、どんな変更があったんでしょうか。
0:44:09	はい。北陸電力スイモンです。こちら、この人事制度の職給については前の、毎年見直しがかかるものですから、これによって
0:44:21	対象者が増える減るといのが、一概には言えないんですけども。
0:44:30	当然、社長直属の職員で本店部長級になる、能力がある、その人間がですね、炉主任に、
0:44:42	その中から、炉主任が選任されると、社長が選任するということには変わりはありませんので、
0:44:50	人数としてもそんなに大きく変わるものではないのかなというふうに考えてございます。明確な回答できなくて申し訳ございません。
0:44:58	大蔵秘書そうするとあれなんて
0:45:01	今の例えば旧一級2級三級っていうのもここの区切りは今も変わらないんだけどそれまではその不備の中に、例えば本店の丸丸部長が、
0:45:14	特別管理職、一級だったのが例えば別な年には、場合によっては急に上がったとか、或いは新たな部長職ができたり減ったりっていう変更は今までもやられていて、
0:45:26	ここ、今後も今の新しい5段階に変わってその変更っていうのは毎年行われる可能性があるから、なんか一概にこの人が、炉主任になれるようになりましたとか、流れなくなりましたとかっていうことではなくって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:41	あくまで当初からおっしゃられている社長直属本店部長以上っていうところは担保してますよっていうご説明だということですかね。
0:45:49	はい。北陸電力スイモンです。今おっしゃっていただいた通りでございます。
0:45:53	1回しました。はい。すいません。私から以上です。
0:45:58	はい、ありがとうございます。規制庁の土肥ですけれどもすみませんちょっと追加ですね、
0:46:05	今日の説明の中で許可との整合性の方の資料がですね、
0:46:12	なかったかと思imasuのでそのところは、はい。今後説明していただけるということでよろしいでしょうか。
0:46:21	なかったね。
0:46:22	北陸電力スイモンです。申し訳ございません。もう一度お願いいたします。よく聞き取れませんでした。すいません。はいすいません。規制庁の土肥ですけれども、今回の資料の中にですね設置許可との整合性についての説明資料というのがなかったんですけれども。
0:46:39	その辺、それについては、今後説明されるというような理解でよろしかったでしょうか。
0:46:49	北陸電力のスイモンです。設置許可との整合性につきましてもうご説明をさせていただきたいと思imasuよろしくお願imasuします。
0:47:02	はい。よろしくお願imasuいたします。はい。
0:47:06	今後ご説明させていただきます。はい。理解いたしました。ありがとうございます。私からは以上です。以上で規制庁側からの質問ですが、
0:47:17	すいません。はい、どうぞ。
0:47:20	先ほどですね
0:47:22	いただいたご質問の中で一つご回答できてないものがありまして、資料1の添付2。
0:47:29	のですね、15分の5ページになりますけれども、
0:47:34	エネルギー、
0:47:35	取引部長、大賀は真ん中ほどに、エネルギー取引分が入っているところがございまして、関連情報として117条118条が入っておりますが、
0:47:48	これを記載している理由は何かというご質問が、
0:47:52	ありました。これにつきましては、117条、118条では、保安教育について定めておりまして、こちらエネルギー取引イブについても保安教育が必要だと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:07	ということで、この関連条項として117条118条を記載してございました。
0:48:12	以上です。
0:48:14	規制庁カタギリさん了解しました。
0:48:19	はい規制庁の土肥ですけれども他に何か追加で確認事項とか規制庁がありますでしょうか。
0:48:28	特にないようですので北陸電力の方からは追加で何かご説明というのがありますでしょうか。
0:48:38	はい。北陸電力スイモンです。本日はありがとうございました。特に確認ございません。何点か資料についてご指摘いただいたところございます。また設置許可後の整合性につきましても、最後お話いただきましたので、
0:48:55	それにつきましては後日また提出の方させていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。
0:49:01	はい。よろしく願いいたします。はい。それでは以上で本日のヒアリングを終わりたいと思えます。今日はどうもありがとうございました。
0:49:11	ありがとうございました。どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。